

[別紙]

様式1

346

事業報告書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人松山医院
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市小山田町 9374 番地
- (3) 設立認可年月日 昭和 63年 3月 3日
- (4) 設立登記年月日 昭和 63年 3月 8日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	松山医院	鹿児島県鹿児島市小山田町 9374 番地	0床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 5月 18日 令和 3年度決算の決定

令和 4年 3月 8日 令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

(3) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設

該当なし

(4) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(5) その他

様式 2

法人名 医療法人松山医院

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市小山田町9374番地

財 産 目 録
(令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	10,711 千円
2. 負 債 額	9,237 千円
3. 純 資 産 額	1,473 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	5,659
B 固 定 資 産	5,052
C 資 産 合 計 (A+B)	10,711
D 負 債 合 計	9,237
E 純 資 産 (C-D)	1,473

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人松山医院

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市小山田町9374番地

貸借対照表
(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	5,659	I 流動負債	1,755
II 固定資産	5,052	II 固定負債	7,482
1 有形固定資産	4,955	負債合計	9,237
2 無形固定資産	96	純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	5,060
		II 積立金	▲3,586
		純資産合計	1,473
資産合計	10,711	負債・純資産合計	10,711

法人名 医療法人松山医院

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県鹿児島市小山田町9374番地

損 益 計 算 書
(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	22,734
2 事業費用	17,712
事業利益	5,022
II 事業外収益	0
III 事業外費用	88
経常利益	4,934
税引前当期純利益	4,934
法人税等	476
当期純利益	4,458

法人名 医療法人松山医院
所在地 鹿児島県鹿儿岛市小田町9374番地

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
理事長との取引			との 不動産の賃借	賃借料の支払い	330	地代家賃	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

1. 不動産の賃借料は、固定資産税相当額を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人松山医院

理事長 松山義人 殿

私は、医療法人松山医院の令和 3 年会計年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を開覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 5 月 17 日

医療法人松山医院

監事 中原祥子